

県営都市公園里山利活用推進事業

大分スポーツ公園の経緯

- ◆松岡・横尾丘陵地の里山の一部を造成して建設
- ◆その造成法面等は里山として育成(復元)してきたため、これまでは育成(復元)に重点を置き利活用を制限する方針
- ◆しかし、供用開始から13年が経ち里山が復元しつつある

大分県の政策

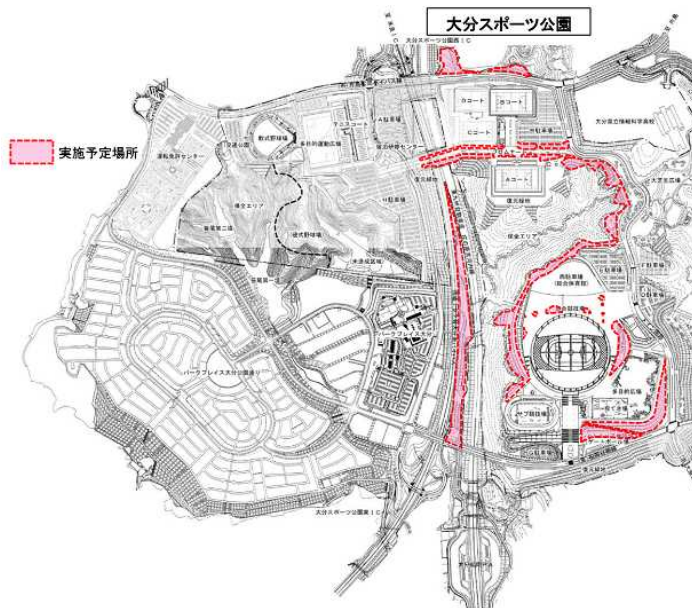
- ・大分県環境基本条例
- ・第3次大分県環境基本計画
- ・第2次大分県環境教育等行動計画
- ◆環境教育・啓発を担う人材の育成と活用の促進
- ◆あらゆる世代・場における環境教育の推進

原状

- ◆近隣の住民や県民からは、公園内の里山管理についての要望が多い
- ◆公園内の里山を活用したイベント等の開催はほんのわずか
- ◆里山の復元に対し県民から理解を得られていない現状である。

- ◆里山の安定に向けて必要な所に入るとともに、県民に里山に対する意識をもってもらうための
自然体験や環境学習に利活用

- ◆自然体験活動
2回以上の実施、参加者延べ200人程度
参加者:延べ300人程度
- ◆里山保全活動
2回以上の実施、参加者延べ100人程度



効果

- ◆県民の自然体験や環境学習をする機会の提供
- ◆県民参加による里山再生
- ◆里山再生のノウハウの蓄積
- ◆環境教育・啓発を担う人材の育成
- ◆県民の里山等の自然環境の保全への意識の醸成